

議案第 30 号

大野市 U25 夫婦支援事業実施要綱の一部改正案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

事業対象者等の見直しに伴い、定義に関する規定等を改正するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市U25夫婦支援事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和5年3月1日から令和6年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新婚夫婦の所得額（市町村長が発行する直近の所得証明書に基づ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新婚夫婦の所得額（市町村長が発行する直近の所得証明書に基づ</p>

く夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。)が500万円未満(貸与型奨学金の返済を行っている場合にあつては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満)であること。

(3)～(5) (略)

(支援金の交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとするものは、令和6年3月31日までに、次に掲げる書類を添えて大野市U25夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

附 則

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第

く夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。)が400万円未満(貸与型奨学金の返済を行っている場合にあつては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が400万円未満)であること。

(3)～(5) (略)

(支援金の交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとするものは、令和5年3月31日までに、次に掲げる書類を添えて大野市U25夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 申請者又は配偶者が無職の場合
は、離職した日がわかる書類

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

附 則

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第

8 条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

8 条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 5 条の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。